環境かわら版

No.25（2009年4月1日発行）

家電リサイクル法対象機器の追加

平成21年4月1日より、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機 が加わりました。

家電リサイクル法に基づき、不要となったエアコン、テレビ（ブラウン管･液晶･プラズマ）、冷蔵庫･冷凍庫、洗濯機･衣類乾燥機は製造業者（メーカー）が引き取りリサイクルします。

廃棄される際は、製造メーカーに対する「家電リサイクル料金」と製造メーカーの引き取り場所までの「運搬料金」の負担が必要です。

家電リサイクル法対象機器と家電リサイクル料金表

品目	エアコン 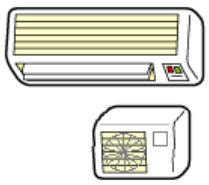	ブラウン管テレビ 液晶テレビ プラズマテレビ 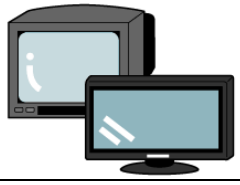	冷蔵庫・冷凍庫 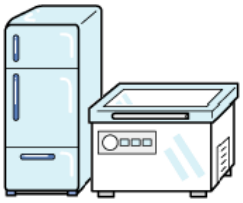	洗濯機 衣類乾燥機
主要メーカーの家電リサイクル料金（税込）	2,625 円	15 型以下 1,785 円 16 型以上 2,835 円	170 リットル以下 3,780 円 171 リットル以上 4,830 円	2,520 円

※ 料金は製造メーカーによって異なりますのでご確認ください。
※ 家電リサイクル法の改正により、対象品目や料金が変更になる場合があります。
※ 【 処理方法 】原則として、製品を購入した店、製品を買い換える店に引き取りを依頼してください。
（詳しくは、市ホームページをご覧ください。「家電リサイクル法対象機器の処理」
http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/division/seiso/gomi_rule/14-kaden.html）

＜回 覧＞

＊ 裏面もお読みください。＊

プラスチック製容器包装の分け方・出し方

このマークがついていたらプラスチック製容器包装です。
「資源用」の指定袋に入れて『可燃ごみ集積場所』に出してください。（マークが付いてない場合もあります。）

「プラスチック製容器包装」で出せるもの

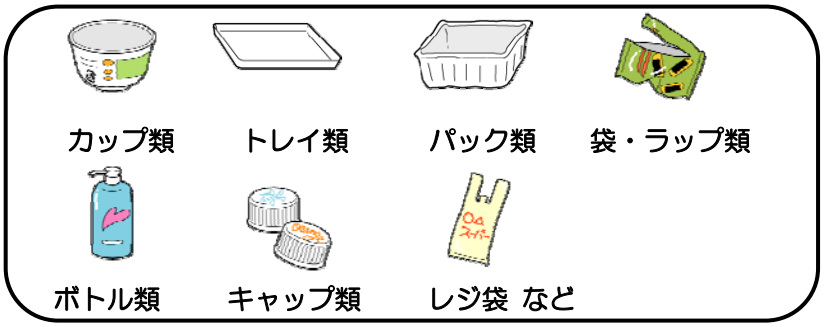

可燃ごみ集積場所へ

以下のものはプラスチック製容器包装には出さないでください。

「プラスチック製容器包装」で出せないもの

素材がプラスチックでも、**商品そのもの**は「プラスチック製容器包装」には該当しません。
「不燃ごみ」で出してください。

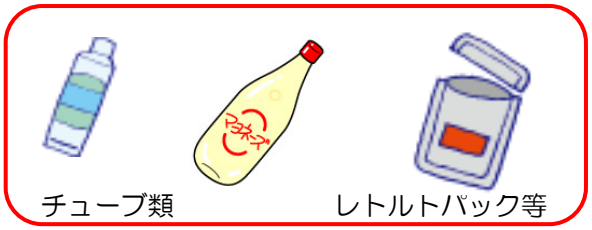

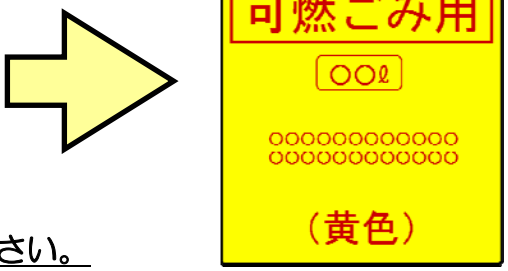

マークがあっても、**汚れの落ちにくいもの**は、
リサイクルに不向きなため「可燃ごみ」で出してください。

「プラスチック製容器包装」とは商品の容器・包装であり、その商品が消費されたり、その商品と分離された場合に不要になるもので、ペットボトル以外のプラスチックのことです。

問い合わせ：清掃対策課 減量・リサイクルグループ　電話：0586-45-7004　ＦＡＸ：0586-45-0923